

日本臨床肛門病学会技能認定制度規則

第1章 総則

第1条 (目的) この制度は日本臨床肛門病学会（以下、本学会と略記）の医師である会員の肛門病学における研究、教育及び診療の向上を図るとともに、これを介して国民の健康と福祉に寄与することを目的とする。

第2条 (認定) 本学会は前条の目的を達成するために技能認定制度委員会を設置し、この規則に従って臨床肛門病認定医（以下、認定医と略記）、臨床肛門病技能認定医（以下、技能認定医と略記）、臨床肛門病技能指導医（以下、技能指導医と略記）ならびに臨床肛門病技能認定施設（以下、認定施設と略記）を認定する。

第2章 技能認定制度委員会

第3条 (業務) 技能認定制度に関するすべての問題を検討する。

2. 認定医、技能認定医、技能指導医ならびに認定施設を審査し、理事長に答申する。

第4条 (選出) 理事長は理事会の議を経て、評議員の中から技能認定制度委員会の委員長および委員若干名を選出する。

第5条 (任期) 委員の任期は2年とし、再任を妨げないが継続8年を越えない。

第6条 (欠員の補充) 委員に欠員が生じたときは、理事長が理事会の議を経てその補充を行う。補充によって選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。

第3章 認定医の申請資格

第7条 (申請資格) 認定医の認定を申請する者は次の全ての条件を満たす必要がある。

- 1) 日本国医師免許証を有する。
- 2) 申請時に継続3年以上本学会会員であること。
- 3) 本学会認定施設において本学会技能修練カリキュラムに準じた診療実績の経験があること。

第4章 認定医の認定方法

第8条 (申請方法) 認定医申請者は次の各号に定める申請書類の正本一通およびそのコピー一通を技能認定制度委員会に提出し、手数料を納付する。

- 1) 認定医申請書
- 2) 日本国の医師免許証 (写)
- 3) 診療実績および業績目録

第9条（審査） 技能認定制度委員会は毎年1回申請書類によって申請者の認定医としての適否を審査する。

第10条（認定及び認定証の交付） 理事長は技能認定制度委員会の審査結果を受け、理事会の議を経て認定医として認定し、その者に対して、認定証を交付する。

2. 認定料を納付すべきものとする。
3. 認定証の有効期間は交付の日から5年とする。

第5章 認定医の資格喪失

第11条（資格喪失） 次の各号に該当する者は技能認定制度委員会ならびに理事会の議を経て認定医の資格を喪失する。

- 1) 正当な理由を付して認定医としての資格を辞退したとき。
- 2) 本学会会員としての資格を喪失したとき。
- 3) 申請書に虚偽が認められ、申請条件を満たしていないことが判明したとき。
- 4) その他、認定医として不適当と認められたとき。

第12条（復活、再申請） やむをえない事情により取り消された認定医資格は審査の上復活を認めることがある。

2. 前条第3号によって取り消された者は原則として5年間再申請できない。

第6章 技能認定医の申請資格

第13条（申請資格） 技能認定医の認定を申請する者は次の全ての条件を満たす必要がある。

- 1) 本学会の会員であること。
- 2) 本学会の認定医を取得してから3年以上、経過していること。
- 3) 本学会技能修練カリキュラムに準じた診療実績の経験があること。
- 4) 日本大腸肛門病学会の大腸肛門病専門医の資格を有すること

第7章 技能認定医の認定方法

第14条（申請方法） 技能認定医申請者は次の各号に定める申請書類の正本一通およびそのコピー一通を技能認定制度委員会に提出し、手数料を納付する。

- 1) 技能認定医申請書
- 2) 認定医認定証(写)
- 3) 診療実績および業績目録
- 4) 手術ビデオ
- 5) 大腸肛門病専門医の認定証（写）

第15条（審査） 技能認定制度委員会は毎年1回申請書類および申請者自身の提出した手術ビデオによって申請者の技能認定医としての適否を審査する。

第16条（認定及び認定証の交付） 理事長は技能認定制度委員会の審査結果を受け、理事会の議を経て技能認定医として認定し、その者に対して技能認定医認定証を交付する。

2. 認定料を納付すべきものとする。
3. 認定証の有効期間は交付の日から5年とする。

第 8 章 技能認定医の資格喪失

第17条（資格喪失） 次の各号に該当する者は技能認定制度委員会ならびに理事会の議を経て技能認定医の資格を喪失する。

- 1) 正当な理由を付して技能認定医としての資格を辞退したとき。
- 2) 本学会会員としての資格を喪失したとき。
- 3) 申請書に虚偽が認められ、申請条件を満たしていないことが判明したとき。
- 4) その他、技能認定医として不適当と認められたとき。

第18条（復活、再申請） やむをえない事情により取り消された技能認定医資格は審査の上復活を認めることがある。

2. 前条第3号によって取り消された者は原則として5年間再申請できない。

第 9 章 技能指導医の申請資格

第19条（申請資格） 技能指導医の認定を申請する者は次の全ての条件を満たす必要がある。

- 1) 本学会の会員であること。
- 2) 技能認定医を取得してから5年以上、経過していること。
- 3) 本学会技能修練カリキュラムに準じた診療実績を有していること。
- 4) 業績として筆頭者としての学会発表もしくは学術論文を有すること。

第 10 章 技能指導医の認定方法

第20条（申請方法） 技能指導医申請者は次の各号に定める申請書類の正本一通およびコピー一通を技能認定制度委員会に提出し、手数料を納付する。

- 1) 技能指導医申請書
- 2) 診療実績および業績目録
- 3) 技能認定医認定証（写）
- 4) 手術ビデオ

第21条（審査） 技能認定制度委員会は毎年1回申請書類および申請者自身の提出した手術ビデオによって申請者の指導医としての適否を審査する。

第22条（認定及び認定証の交付） 理事長は技能認定制度委員会の審査結果を受け、理事会の議を経て技能指導医として認定し、その者に対して技能指導医認定証を交付する。

2. 認定料を納付すべきものとする。
3. 認定証の有効期間は交付の日から5年とする。

第 11 章 技能指導医の資格喪失

第23条（資格喪失） つぎの各号に該当する者は技能認定制度委員会ならびに理事会の議を経て、技能指導医の資格を喪失する。

- 1) 正当な理由を付して技能指導医としての資格を辞退したとき。
- 2) 本学会会員としての資格を喪失したとき。
- 3) 申請書に虚偽が認められ、申請条件を満たしていないことが判明したとき。
- 4) その他、指導医として不適当と認められたとき。

第24条（復活、再申請） やむをえない事情により取り消された技能指導医資格は審査の上復活を認めることがある。

2. 前条第3号によって取り消された者は原則として 5年間再申請できない。

第 12 章 臨床肛門病技能認定制度の暫定措置

第25条 本学会技能認定制度の開始から3年間にわたる暫定措置として遡りの認定医、技能認定医、技能指導医を認定する。

第 13 章 認定医（遡り）の申請資格

第26条（申請資格） 認定医（遡り）の認定を申請する者は次の全ての条件を満たす必要がある。

- 1) 日本国医師免許証を有する。
- 2) 卒後5年以上で臨床肛門病研究会または本学会に3年以上所属していたこと。

第 14 章 認定医（遡り）の認定方法

第27条（申請方法） 認定医（遡り）申請者は次の各号に定める申請書類の正本一通およびそのコピー一通を技能認定制度委員会に提出し、手数料を納付する。

- 1) 認定医（遡り）申請書
- 2) 日本国の医師免許証（写）
- 3) 業績目録

第28条（審査） 技能認定制度委員会は毎年1回申請書類によって申請者の認定医（遡り）としての適否を審査する。

第29条（認定及び認定証の交付） 理事長は技能認定制度委員会の審査結果を受け、理事会の議を経て認定医（遡り）として認定し、その者に対して、認定医認定証を交付する。

2. 認定料を納付すべきものとする。
3. 認定証の有効期間は交付の日から5年とする。

第 15 章 認定医（遡り）の資格喪失

第30条（資格喪失） 次の各号に該当する者は技能認定制度委員会ならびに理事会の議を経て認定医（遡り）の資格を喪失する。

- 1) 正当な理由を付して認定医（遡り）としての資格を辞退したとき。
- 2) 本学会会員としての資格を喪失したとき。
- 3) 申請書に虚偽が認められ、申請条件を満たしていないことが判明したとき。
- 4) その他、認定医（遡り）として不相当と認められたとき。

第31条（復活、再申請） やむをえない事情により取り消された認定医資格は審査の上復活を認めることがある。

2. 前条第3号によって取り消された者は原則として暫定期間中の再申請はできない。

第 16 章 技能認定医（遡り）の申請資格

第32条（申請資格） 技能認定医（遡り）の認定を申請する者は次の全ての条件を満たす必要がある。

- 1) 本学会の会員であること。
- 2) 日本大腸肛門病学会の大腸肛門病専門医の資格を有すること。
- 3) 相応の診療実績と業績を有すること。

第 17 章 技能認定医（遡り）の認定方法

第33条（申請方法） 技能認定医（遡り）申請者は次の各号に定める申請書類の正本一通およびそのコピー一通を技能認定制度委員会に提出し、手数料を納付する。

- 1) 技能認定医（遡り）申請書
- 2) 日本国の医師免許証（写）
- 3) 診療実績および業績目録
- 4) 大腸肛門病専門医の認定証（写）

第34条（審査） 技能認定制度委員会は毎年1回申請書類によって申請者の技能認定医（遡り）としての適否を審査する。

第35条（認定及び認定証の交付） 理事長は技能認定制度委員会の審査結果を受け、理事会の議を経て技能認定医（遡り）として認定し、その者に対して、技能認定医認定証を交付する。

2. 認定料を納付すべきものとする。
3. 認定証の有効期間は交付の日から5年とする。

第 18 章 技能認定医（遡り）の資格喪失

第36条（資格喪失） 次の各号に該当する者は技能認定制度委員会ならびに理事会の議を経て技能認定医（遡り）の資格を喪失する。

- 1) 正当な理由を付して技能認定医（遡り）としての資格を辞退したとき。
- 2) 本学会会員としての資格を喪失したとき。
- 3) 申請書に虚偽が認められ、申請条件を満たしていないことが判明したとき。
- 4) その他、技能認定医（遡り）として不相当と認められたとき。

第37条（復活、再申請） やむをえない事情により取り消された技能認定医（遡り）資格は審査の上復活を認めることがある。

2. 前条第3号によって取り消された者は原則として暫定期間中の再申請はできない。

第 19 章 技能指導医（遡り）の申請資格

第38条（申請資格） 技能指導医（遡り）の認定を申請する者は次の全ての条件を満たす必要がある。

- 1) 本学会の会員であること。
- 2) 日本大腸肛門病学会の大腸肛門病指導医の資格を有すること。
- 3) 相応の診療実績と業績を有すること。

第 20 章 技能指導医（遡り）の認定方法

第39条（申請方法） 指導医申請者は次の各号に定める申請書類の正本一通およびコピー一通を技能認定制度委員会に提出し、手数料を納付する。

- 1) 技能指導医（遡り）申請書
- 2) 診療実績および業績目録
- 3) 大腸肛門病指導医認定証(写)

第40条（審査） 技能認定制度委員会は毎年1回申請書類によって申請者の技能指導医（遡り）としての適否を審査する。

第41条（認定及び認定証の交付） 理事長は技能認定制度委員会の審査結果を受け、理事会の議を経て技能指導医（遡り）として認定し、その者に対して技能指導医認定証を交付する。

2. 認定料を納付すべきものとする。
3. 認定証の有効期間は交付の日から5年とする。

第 21 章 技能指導医（遡り）の資格喪失

第42条（資格喪失） つぎの各号に該当する者は技能認定制度委員会ならびに理事会の議を経て、技能指導医（遡り）の資格を喪失する。

- 1) 正当な理由を付して技能指導医（遡り）としての資格を辞退したとき。
- 2) 本学会会員としての資格を喪失したとき。
- 3) 申請書に虚偽が認められ、申請条件を満たしていないことが判明したとき。
- 4) その他、技能指導医（遡り）として不適当と認められたとき。

第43条（復活、再申請） やむをえない事情により取り消された技能指導医（遡り）資格は審査の上復活を認めることがある。

2. 前条第3号によって取り消された者は原則として暫定期間中の再申請はできない。

第 22 章 認定施設の申請資格

第44条（資格） 認定施設は原則として次の全ての条件を満たす必要がある。

- 1) 大腸肛門病を扱う病院あるいは医院である。
- 2) 肛門手術数が年間200例以上。
- 3) 技能指導医1名以上が常勤し、指導体制がとられている。
- 4) 手術例をNCD登録していること。

第 23 章 認定施設の認定方法

第45条（申請方法） 認定施設を申請する診療施設の長は、次の各号に定める申請書類の正本一通およびそのコピー一通を技能認定制度委員会に提出する。

- 1) 認定施設申請書
- 2) 診療施設内容説明書
- 3) 常勤技能指導医の技能指導医認定証（写）
- 4) 手術例数のコピー（NCD登録より）

第46条（審査） 技能認定制度委員会は申請書類によって申請診療施設の認定施設としての適否を審査する。

第47条（認定及び認定証の交付） 理事長は技能認定制度委員会の審査結果を受け、理事会の議を経て認定施設として認定し、その施設に対して認定施設認定証を交付する。

2. 本証の有効期間は5年とする。
3. 交付の日から3年を経た施設は更新の手続きがとれるものとする。

第 24 章 認定施設の資格喪失

第48条（資格喪失） 次の各号に該当する認定施設は、技能認定制度委員会ならびに理事会の議を経て、認定施設の資格を喪失する。

- 1) 正当な理由を付して、認定施設としての資格を辞退したとき。
- 2) 第44条に定められた認定施設としての条件が満たされなくなったとき。
- 3) その他、技能認定制度委員会が認定施設として不相当と認めたとき。

第 25 章 認定医、技能認定医、技能指導医、認定施設の更新

第49条（更新の期限） 認定医、技能認定医、技能指導医、認定施設は5年ごとの更新を必要とする。

第50条（更新資格） 認定医、技能認定医、技能指導医、認定施設の更新のためには、夫々、各号の条件を満たす必要がある。

- 1) 現在、認定医、技能認定医、技能指導医、認定施設である。
- 2) 認定医、技能認定医、技能指導医は本学会会員である。
- 3) 認定医、技能認定医、技能指導医は過去5年間に施行細則 第61条に定める更新条件を満たす。

第51条（更新方法） 更新申請者は次の各号に定める申請書類を技能認定制度委員会に提出し、認定医、技能認定医、技能指導医は手数料を納付する。

- 認定医： 1) 認定医更新申請書
 2) 過去5年間の診療実績一覧表
 3) 研修実績証明書類
- 技能認定医： 1) 技能認定医更新申請書
 2) 過去5年間の診療実績一覧表
 3) 研修実績証明書類
- 技能指導医： 1) 技能指導医更新申請書
 2) 過去5年間の診療実績一覧表
 3) 研修実績証明書類
- 認定施設： 1) 認定施設更新申請書
 2) 常勤技能指導医の技能指導医認定証（写）
 3) 過去5年間の診療実績証明書類

第52条（審査） 技能認定制度委員会は更新申請書類によって夫々の適否を審査する。

第53条（認定および認定証の交付） 理事長は技能認定制度委員会の審査結果を受け、理事会の議を経て認定医、技能認定医、技能指導医として認定し、その者あるいは施設に対して夫々の認定証を交付する。

第 26 章 規則の改正

第54条 この規則は技能認定制度委員会ならびに理事会の議を経て、総会の承認により、改正することができる。

- 付則
1. 本規則は2018年 4月 1日から施行する。
 2. 2018年 6月 3日改定